

科学図書館ブックレット

梅園後拾葉

三浦梅園著



科学図書館

梅園後拾葉

三浦梅園

1 目次

目次

一、鉄漿訓……………	三
一、答西垣健良……………	九
一、追腹考……………	二一
一、答上田養伯……………	二二
一、小門山記……………	二五
一、永松氏の女に贈りしふみ……………	三七
一、奉公の道……………	四〇

人いとけなき時はさだかにおもひとめたる事もなく只父母のひぎの下に遊び戯れ年月送りむかふるなるが打たれ髪もあぐべくなるに従ひてなにとなく物に恥らふ心も出来親子はらからのかたらひよりこしかた行すへ万の事におもんばかりたしなむ様になりそれより程なく夫は室をむかへ女は人に嫁し人の父ともなり母ともなれるなればわらは心もすべておさおさ敷人となれる故に古の人そのさかひをあらためてかしらにかざりをくわへわらはおとなの隔をなし遊びたはぶれし心を置きおのこは家をおさめ業を修し近くは身遠くは国をもととのへ女は人の家に行夫舅姑につかへ家の人にむつび我子人の子をもはごみそだつ習なりおのこのかしらにかざりをくはふるを元服といへり元服とはかしらの服といふ事にてはじめて烏帽子かうぶる也女もひとしきことはりなれば始て髪をあげかうがいをさすなり

伊勢物語闕疑抄君ならずしてたれかあぐべきの下にあぐるはかみをあぐるなり女はその事来ればかんざしするなり男の元服の事なりとあり

今の男の頭なかばそり物かうぶる事を不敬とする事は大様は足利氏天が下しりし時よりの事なるよし平家物語に鬼界が島のことを男はゑぼしもさす女はかみもさげずとは中津国のならにおなじからざる事をいへるなり風俗は時につけうつりかはるものなれども礼義のまことはことなることなし礼は外にあらはるるのかたちにして義はそのかたちをふくめるの

故なり男女ともにむかしはかみをたれしを中頃よりあぐる事になれりあぐるとはゆふ事にして結の字なり今のさげ髪其遺風にして下つかたはみな折てこれをつがぬるなりつがぬればつがぬをとどむるものもちゆこれ則今のかうがいなり

かうがいの名ふるき世の事はしらず源の順の和名抄に簪カンザシの字を用てかんざしと訓じかふりにさすくきと註し蒼頰サウケツ篇を引て簪カウカイは笄カウカイなりかふりをかしへて落ざらしむと有笄は男女ともに用ゆるものにして男はかふりと髪をつらぬき女は髪まくものかんざしといへり笄かみをまくの解は喪服小記の註にみへたりされども今の世にはかんざしといふもの別にあるて笄をばかうがいといひて其名をわかつて然れば今のかうがいはむかしのかんざしにして今のかんざしは釵サイの字あたる様なれども釵カンザシは笄カウカイの如くにしてふたまたにわりてある迄の物にやそのかたち今様よりはふとくおもはる今のかんざしはかみかくにのみ用ゆればかみかきといはんもそむかじなれど挿頭カザシより起れる名なるべしましてかみかきといふ物は撥鬢シキシン髮ハツビシ鬚ハツビシなど書てかみすぢなづるものなればかうがいかんざしかみかき各わかち有て笄首飾の礼服なるべし笄いにしへかんざしといひしをいつの頃よりかかうがいといひけむむかし漢の武帝寵姫キ李夫人のさせる玉の簪をとりて御髪かかせ給ひしそののち簪カキカミを搔頭カキカミといひしことあれば之もかみかきより転じて其名おこれるなるべし今の武士の刀にかふがいとてさすも烏帽子かぶる為の物をとどめて遺せるものにして武の用にはあらずとある礼家の話にきけり

これを用ひてわらは髪をあらためおとな髪となすものにして礼の女子十五にして笄す許嫁をしてかうがいするの面にてかうかゆれば婦人のかしらの飾はかうがいよりおもきはなし然ればうるかうがいぞ女の元服にして聖人の礼にかなふといふべし

左伝僖公経八年伯姬卒の註に婦人許嫁而笄猶大夫之冠とあり

我国の風は齒を染るを先とせりかれこれあわせてみるにうるかうがいのとき即新はぐるして眉をはらひ袖をとめわらはのかたちを人の妻たるべく人の母たるべきにあらたむるの時に
なり

今の世のならばしはかうがいはわらはめももらひかねは十三の年筆始といはひ十六七は人に嫁すべきころなれば大様はこの頃ぞはをそめ侍る又十六のとし六月十六日を其期とするともきけり定かにはしらず六月十六日は仁明天皇御代さかゆべきことを祈らせ給ひしより今に嘉祥とていはふ日なりふりそでもいはた帯結べるのち迄とめさる人なく眉も子にはみせぬ物ともいふならばしゆゑ子もたぬ人ひとに嫁せざる人もこれになぞらへておとなすがたつくれるなりされどわらはべおとなのさかひかくしばしばあるべき様なし振袖は男女ともにわらはの服なり今とてもおのわらはは元服の時袖をとむれば女も初笄の後もちひん様なし堂上の人うるかうぶりのとき眉をはらひ給へば是又わらは姿なりふり袖いわた帯をすきす眉子を抱くに過ぎればこれみな人に母たるの容なりしかればはくろ袖とめ眉はらふはおとなめのかたちなればみなうるかうがいの時の儀なりさる事を得

ずみや古の人の眉は有ながら齒のみそむるをふくみかねといへるもかねのまた早きより
 起れる名なるべし世に義をわきまへ礼を講ずる人なく男はそのわかやかなるかたち愛し
 女は春の面影を惜めるよりかくしばしぼする事とはなれるなるべし櫛は髪のみだれをお
 さむるものなれば少長のへだてはあらじまして神代よりの物なればかうがいとともに礼
 の服となすべしいま人のつまの夫にをくるればかうがいをさり髪をきりあるひはかねを
 ふくまざるは仏のおしへ世に行れてあまとなれるのかたちなれば仏のおしへにいる人の
 みにぞさあるべきをなべてのかたちとなし侍るもし礼経の心によらば筭にもと吉凶の別
 あればその制によりて夫のありあらぬをわかつてる道もありぬべしかくいへばなべてのな
 らはしを我いやしき身もてあらためまほしくやおもふなどいふ人もあらんなれどさにも
 あらずたとひ世は世のままにありあるとも礼の義はかかるものぞと其故をしり侍らばう
 るかうがいして人に母たるの教に本づき齒ぐろして人に妻たるまもりをしり夫におくれ
 て文飾フシシヨクをすつるの節をしり侍らば女の徳にたすけあらんかとかくはいひ侍る

礼の品はすべてその物を見て身のいましめとする事聖人の教なりかうがいは正しきうつは
 ものなればみだれをつがねかたちをただすおしへありかねはもと鉄カネの液なりいにしへのふ
 みの言に忠臣二君につかへず貞女両夫にまみえずと有是臣婦のさだまれるのりなり子は父
 臣は君女は夫を綱とすることなれば我夫をば君とも天とも仰ぐ義なり女は父の家を家とせ
 ず夫の家をわが家とさだむる故によめいといふ字は女の家とかき又帰るといふ字も用ゆ

るなり然れば夫はその家のあるじにして我身は夫に献ぜし身なりさる故にもしもかたへより横ざまなるよしなし事どもいはんには命すててもみさををまもるを婦人の第一節とすればかりにも風になびける青柳のいとたははなるさまあるべからずこれかよはき女の身としておそろしきくろがねを口を含めるの義なりおのこの齒をそむることは鳥羽の御門にはじまると承ればさのみふるき事にもあらず是も臣たらんものは二君につかへじとのちかひとぞちかき頃にも小田原北條の家士はみな齒をそめて君につかふるの義とせしなり故にこれをふくむときよくそのかねの剛をもちて水となりふたたびかたき齒にとどまりうるはしき色なせる所をおもふべし水はやはらかにして高きにおらず物にあらそふ所なし女の身もそのごとく操は万仞バンジンの峯と聳へ物に接する事は水のながれに順ふごとく身をへりくだり物いひ立居ふるまひもわきてしどやかに耳にさかひ心にもとる事ありともかりにも面にあらはさず夫の父母を我父母とおもひ夫のはらからを我はらからとおもひまま子我子のへだてなくおのが手業におこたらず仕あらまほしけれさるを引かへて人あればあるじの言葉もまたずわれかしこきに世の事人の噂し己かさかをばかへりみず

風吹ば沖津しら波立田山

夜半にや君がひとりこゆらん

などかしこき女の跡をばはぢず只かたくなりねたましきころよりかほに紅葉の色をうか

めかれこれあらそひわめくにぞいつしかたのみつる我つまにも秋のいなばの風そよぎかれがれのそらとなり行なり女の形は身に綺羅をまとひ面に紅粉をよそへとはあらず衣きよらかにあらひ髪かたちよきほどにとりつくろひしめやかに物いひ出たらんこそ心にくかるべけれ女のかしこきはうしのあたひとらずといやしきことわざにもありておんなの徳は只芋うみつむぎ織縫によりのみくふべき心づかひしまらうどなど有んにはあるじまふけなどよきにはかるふべくば何かは是にくはふべき人のつまたらんものはあるじのあらざらん程こそわきてこころくるしかるべけれかかる折しもうるはしくよそほひ出たるは無下に心をとりせらるる物ぞ世にはぬれ衣かつぐといふ事もあればうとからん人は更なりしたしきかたの人なりともおのこには間へだてなれなれ敷たはれたるさまあるべからずさて男は刀をたからとし女はかが見を宝とせりかたなは決断の義にとりかがみはあきらかにてらすの義にとれりかがみはあかがねもてつくれるのみ鏡にはあらず人にみよ女のはらくろく人の見きくもかへりみずいきほひ猛にいかりののしるきまいかに見よぎぞやひかりをめぐらしてわが身をかへし照すべし又何によらず世にははやりといふ物ありて髪あけかたちつくるふよりかしらのかざり衣のもよふうつりかわるものなりそれにしたがひてくるしからぬもありくるしとみゆるも有るかたは遊女野郎の学びそよぐわきまへあるべきなり紋は父の家の紋もちゆるものなりこれもと其家のしるしなればなりうるかうがいの後はわらはやうの髪あるべからずいもせの中はなれむつまじきものなればいつしかおこたりの心いづるなり百

とせになりて家もたずとは女のためしにいへる言なり往て爾の家に行き筆をとりかが見にむかふことが此かねのおしへにそむかざらましかば松の二葉の色ふかみいく年月を送るともかはらぬ契をかさぬべし
 天明改元かのとうしの小春

答西垣健良

或は酒色により或は名利により或は喜怒により或は毀誉により或は人のそぞろ言により貧苦艱難百の事故心を惑はし智を昧し人の葛藤をなすに依ていかかすれば此累にまどはされずして、心治れるにやのよし御問尤切なる事に候畢竟ここに心を用ひては得がたし只其要を得て守約なる事に候君子の道は射のごとく志す所は的ひとつわきにいかなる物有てもそれには目も觸れず候来書に凡夫君子と御わけ候へども是又第二義なり故いかんとなれば情慾と意智とは誰人の心にもみなあるものなれば聖凡のへだてなし唯其間に主客の辨ある事に候情慾と意智心にたたかひ意智の明かちて情慾これに従ふ時は君子なり情慾の私かちて意智これに役せらるれば小人なり今日世に君子小人共にありて君子かつ世は太平に小人かつ世は乱ると同じことはりに候今学者の天理人慾と説き道心人心と説善悪の性と説仏魔と説き真如無明などと説くも人想像の異なるよりあし浜萩と名づけかへたるにて本来に別ものあらん様なく候情慾は学ばざれども知りおしへざれども能しおのづから其私に入るもの

にして意智は学びて知り習ひて能し思惟分辨して其公に就くものなり此故に人才異なるにはあらず治乱は君子小人戦の勝敗にあり人心別あるにはあらず君子小人は情慾意智戦の勝敗にあり故に一旦慨然として男子の志を立んとならば自家情慾意智の態をよく探りわかち意智を以て情慾にかたしむべしここにおいて大憤を発し大勇猛を以て是に継ぐべし其憤は舜も人なり我も人なりいかなれば我は禄禄の徒たるやと口惜くおもふ事なりされど勇猛のこれに継ぐものなければやがて退屈を生じ安をぬすむの心にくみしかるなり士不_レ可_三以不_三弘毅_一任重而路遠仁以為_三己任_一不_三亦重_一乎死而後已不_三亦遠_一乎といふもこれなり毅とは俗にいふ精強きなり重を荷ふ力は有ても終日荷ひとぐる精なければさきに荷ひし力も用たせず孟子に浩然の気を養ふといふもこの工夫なり憤れば志たつ毅もつて其志を遂る時は情慾終に使令となる今それ女子は物に恐れ驚きやすく心根甲斐なきものなりされども怨むる事あり憤ることあれば丑の時参りとして深更に忍び出往来も絶絶なる深山幽谷の神仏にも狐狸豺狼の恐れもなくひとり詣づるなり無頼の強盜奸賊といへども道をさけ息を潜む今道に志さんとして種種の葛藤に足手をまどはさるものは憤発らず志立ざる故半途にして廢れんとするなりむかし宇喜田秀家の長臣稻葉内匠主人に怨あり異心をさしはさみ病と称し来りとふものあれば劫して質をとり是に従はしめしが上田土佐とて鉄炮頭つとめける土かかるとくみ有ともしらず何心なく尋ねけるに稻葉壮氏七八人に使命して劫して我に従へしめんとす上田眼にかどを立友をとふは一旦の礼君につかふるは終身の義友をたすけて君に

そむく道やはある面身の不義に陥るをば恥ず義者をそこなはんとはかるよな我首は地に落よ節をばいかで奪ふべき稻葉にあはばさし違へて死なんず物を逢ざれば力なしと刀を撫フサへ中をはたとにらんで立けるが七八人の壮士氣を吞れ手ざすものもなかりしとぞこれ上田君につかふる事を一筋におもひこみたる故に悪党犯すことを得ず上田ここに趨超啼喘せばいかんぞ兇徒に擾られず節を全ふし身を損なはざることを得んや是を以てかの女子丑の時参りの志を善道にたて土佐が他なき勇を養はん誰かは我葛藤をなすべきよく思ひ給ふべし以上 天明壬寅霜月

追腹考

予が観る所を以てすれば追腹は人皇世を御してより百一代後小松天皇明德三年庚子に起りて百十三代靈元天皇寛文八年戊申実家綱公慶安四年代立に巖有院殿 在職の十八年にあたりてたえ前後式百七十七年の間なり其濫觴を尋るに足利家開国の元老細川武蔵守入道常久は仁恵あつき人にてふかく士の心を得たり入道の内に三島外記入道といふものあり武州と同年にして武勇の名もかひがひしかりけりさる程に武州もわきてなさけを懸けられしが外記入道これを感じつねに武州に申けるは我不肖の身として叨に君寵を擅にせり我身君に先だち侍らんは是非なしもし不幸にして君我にさきだち給ふこともあらば一日も後れは申まじと常常申居たりしが武州損館ときくよりやがて念珠とり従者を供し屋形へはゆかず勘解由小路より朱

雀の道場の側ふかき御堂のあるに立より西にむかひて手を合せ南無教生弥陀善遊極重悪人無他方便の本願誤らせ給はず今日の新幽儀武藤入道の靈並に従死外記入道を引接し給へて腹十文字に搔切り刀を咽に突たて手を合せて死しけるを世の人凡人の家僕たるもの職場にて主と同じく討死するも腹を切るも古今に多かるべし病死の別をかなしみて正しく腹を切て同じく其途に趣く事前代未聞の振舞かなとみな人感じて称しける明德記時戦国にあたり入道をしらず唯任侠を好み缺欠たるものを義とおもふよりこれを節義報恩と心得終に殉死の風きそひいやしくも然らざれば怯懦の名をうけ嘲弄の辱をとり人の間に立事を得ずさる程に豪傑の士は是を僻事とおもひながらも滔滔の勢いかんともしがたく幾ばく英雄をかむなく地下の冤魂となしけんこれ三島入道不学蒙昧にして非義の義をとめて義とせしより時学の道たえ是非を分てる人なく三島が非義の義を称して和せしより志士の氣を激し垂仁天皇已降千四百年來已に愈るの旧疵をふたたび発し毒を後世に流しけり三島が罪誠に天地に入べからずして学道廢れたる弊ここに顕れたり当時文明此非をてらす事なくんば此禍いつかやむにいたらん其追腹行れし日の事をおもふに人心の明はいまだかつてやまざるものなれば豪傑の徒其僻事をしりて禍を転じて福となせし事ども多かり是照代蒙殉の漸ともいふべき類されば天正海内糜沸の頃豊筑肥薩瓜のごとく裂け各雄を争ひしに豊後屋形より立花丹後入道道雪を西国の鎮として筑後高良寺にさし置く道雪行年七十二陣中に卒去あり遺言して山下に葬らしむ此時薩兵誠波濤の驚き風雨の至るがごとく氣已に九州をのむ筑前立

花の城大友咽喉の要害なるにより息飛驒守統虎これを守り太閤秀吉の援をまつ時に高良主將を失ひ衆議未決せず由布雪荷なるもの涙を拭ひ吾輩相従つてここに來り主將の遺骸をここにすて忽然として歸るに忍んや我願くば腹をきり黄泉に追従せんといひければ衆みな是に同ぜり時に薦野彌助といふもの従はずしていひけるはもししからば先使を遣し立花にまします統虎をもむかへ自害をすすめ其後各殉死し給へ今此座中の面面いづれか統虎の股肱心膂にあらざるしかるを各腹切て四面敵をうけたる孤城に若年の大將を残し置きいひがひなき死をさせ参らせん事本意なるべきや先退ひて君と一所になり死力を盡さん社入道殿の幽魂をも慰め奉らん死するは易し生て功を立るはかたしといひければ衆議是に一決し立花に退き薩兵を防ぎ終に、太閤の兵をむかへ二度運を開きたり戸次軍記又備陽の宇喜多侯病あつかりし時左右をかへり見て我死なば誰か我に従はんと有ける左右未答ざるに老臣花房すすみ出人鬼途異り冥漠の中いづくんぞ臣僕を従ゆる事を得ん君の左右はみな嗣君の肺腑耳目にして邦国を補佐すべき者共なり無用の地にすつべからずもしやむ事を得ずとならば國中豈老高僧なからんや殺して道びかしめんと諫けり閑齋筆記おもふに此老臣さぞ文にても読けん陳子元。以_レ殉葬非_レ礼也、雖_レ然彼疾当_レ養者。孰若_レ妻与_レ宰。の意あり滑稽に似たりといへども慨然として世習を傷むの意言外にあらはる国初藤堂和泉守高虎在国の時ひとつの箱を書院に置き領地伊賀伊勢にて我に殉死せんとおもふものは各ママ姓名をしるし此箱内に入べしと令し其後箱を開て四十餘人を得又駿府にて三十餘人を得たり高虎其姓名をしるせる簡を携

へて東照公にいたり是臣が御先を仕御用にたたん者どもなり巖命を以て殉死を御とどめ給
 はり候へと願ひ退いて此趣を右の人人に示されけるに其内一人右の腕不具なるがありて某
 はかかる身なればながらへて用なし我ひとりはゆるし給へと願ひける君聞し昭和泉守は我
 世世の先手なり命に違ふものあらば和泉が先手取あぐべしと仰出されけるにぞこれも大に
 恐れをなしておもひとどまりぬ藤堂は伊勢阿濃の津の城主にて尤要害の地なればある時土
 井利勝に対し我子不肖にして大事の地に居らしむべからず宜しく其人を撰んで任ずべし是
 を台聴に達し封を転じ給はば臣が幽魂地下に安からんとて地図を捧げ其要領を指点し其守
 を代人事を奏しける君つぶさに聞し召敢死の士七十餘人あり旧封うつすべからずとの給ひ
 子孫今に此地を守らる近代碎
王話是皆死の益生に如ざるをみればなりされどもなべての風習好
 尚をなし是を勇とし義とし忠とししからざるをば不勇不忠不義とせし時の榮辱いかんとも
 すべからず寛文元年七月水戸権中納言頼房卿薨御の節眞木左京、山野左衛門太夫、田代三
 郎左衛門等を始として誰彼追腹の覚悟なるよし嗣君光圀卿きき給ひ自左京が宅へいり給ひ
 殉死の義にあらざる事をいと念頃にさとし給ひけるほどに其輩みなその理に服し感泣して
 やみける西山
遺事かかる事どもにいつとなく其理ひらけるにぞ松平伊豆守信綱老中たりしと
 き数代因循の非をかながみ巖有院殿に此非を改んことをこふ君英断果決ましまし其令を下
 し給ひぬ駿臺
雑話その来由を考るに御父大猷院殿家光
公の御時の老中阿部対馬守重次は天下の政
 道にも取はからひ宜しかりし故御覚も他に異なりよつて其才を惜ませ給ひ我百歳の後後の

將軍を輔すべし従死の儀あるべからずとの遺命に背き

おしみても猶おしむべき身なれども

おしからぬ道に死ぬる物かな

と辞世して五十三歳殉死あり巖廟あらたに世をしろし召ふかく重次をおしませ給ひ御年長じさせ給ふにつき弥無益の事に思召寛文三年五月廿日に下し給ひける令

一、殉死は古より不義無益の事なりといましめ置といへども被仰出無之故近年追腹の輩数多有之向後左様の存念有之者は常常其主人より殉死不仕様に堅く可申含候若以来有之においては亡君不覚悟の法度たるべし跡目の息をも不押留義不届に被思召候也

しかるに奥平九八郎信昌の孫美作守忠昌下野国宇都宮にて十万石を領せられしが同八年戊申七月卒去あり家臣杉原右衛門兵衛といふものが心得けん追腹す是近年かたく制禁の処違犯の義に因て同八月三日嫡子大膳亮昌能を殿中へ召れ上意の趣大膳亮儀父美作守死去の砌召仕候者追腹仕候殉死禁制は先年被仰出の処右之仕合大膳亮不届に思召急度仕置にも被仰付べしといへども御代代御奉公相勤其上美作守事当御代部屋住の時分大獄院様へ御付被成候筋目有之について御寛免なされ羽州山形において九万石下し置る旨老中列座にて酒井雅楽頭演説あり同五日在江戸諸大名並諸番頭物頭をめされ白書院に置いて此旨酒井雅楽頭より命を伝へらる諸右衛門兵衛が子杉浦吉右衛門稻田吉十郎斬罪聳奥平五太夫孫稻田瀬兵衛追腹ありここにおゐて天下の宿醒初てとけたり

秘録集

巖廟より殉死は右より不義無益の事

といましめ置とある事は是東照宮の神慮をさすなるべしその故は台廟同腹の御弟松平薩摩守忠吉公慶長十二年三月五日品川の馱にて卒去の時武徳大成記増上寺にて取置有けるに近習の

侍三人殉死の由駿州にて東照宮聞し召し死は古よりある事なれども用にも立ざる事なりかく迄主人を大切におもふならばつぎの主人につかへて身命を抛つべき事なるを犬死をとぐる事畢竟主人のうつけ故なり江戸老中どもさしとめずしてかなわざる儀なり猶とどまらざるにおいては將軍さしとむべきとて御機嫌あしく駿河土産慶長十四年閏四月八日宮の御次男権

中納言従三位兼行三河守源朝臣秀康卿享年三十四歳にして越前輻井において逝去同九日寵

臣永見右衛門長次一万七千石心月寺にて殉死陪従田村金兵衛介錯し終つて又下カジウ従す同寵臣七屋

左馬助昌春大野城代三万五千石孝顯寺にて殉死宰臣本田次郎太夫富正亡君の遺旨を言上のうへ殉死せ

んとするのきこへありければ台廟より御墨印神君より御内書を老臣に下さる其文に曰

就中納言死去追腹切可令供と申者其有之由被及聞召候到其死者易立其主者難若於有左様之意者越前者肝要之地候間別而手置可被仰付候中納言在宿之輩者左様之儀有間敷候若於有之者子孫迄可有御絶御意候也

閏四月廿四日

越前老臣中へ

老臣集会して富正に向ひ足下殉死せられれば幼君忠直主の封をとどめらるべき重き命あるよしをさまざまに諫めければ富正なくななく思とどまり薙髪しけると武徳編年也さる程に東照宮台

廟さばかりの大徳重華なりしかども下従の人なかりし事駿河土産常に其非を近臣にさとし給ひし故とみへたり然れば此禁嚴廟より出といへどももとより東照宮台廟の御意にしていまだ其令なかりしなるべし大なるかな此挙数百年の旧習をめぐらし将来億兆の命をすくひ給ふのみならず人をして大義のある所忠のむかふ所をしり以て死生の故に惑はず天下を挙て是とするもの却て非にして天下を非とするもの是なるをしらしむいにしへより君師とつづき教化といひ天下に師とし教ゆるは君の任なり天下に君たる人にあらずしていかでか举世の是とする所を転じて非とする事を得んや将来天下を有する人ここにかんがみ給ふべき事猶多かるべし前に千四百年以降といへるはむかしも此ためしなきにもあらずされどもむかしは生ながら人をとりにてこれを土中にうづめ近代は人自すすみて死を獻せしなり垂仁天皇三十二年皇后日葉酢媛命を葬らんとして従死の不可なるをいたみいかげんと思召けるに野見宿禰埴を取て人馬種種の葬にしたがふべき物のかたちをつくり是にかへんと請しかば天皇喜んでその土物ハニモクを日葉酢媛の墓にたて是を土輪ハニワと名づけ後葉の法となし其功を嘉し土師臣ハシノミコトと姓を改め給へり日本紀是より明德三年にいたりて実に千三百九十年なり菅原も此末にしてかかる永久の徳を垂ける故にぞ瓜葛今に連綿として清門たる事を失はず是によりて是をおもへば昭代の行末も千代万代とさかふべし東涯先生の弟長準久留米にみやづかへしに郊外人形原といふに泥人其大さは人ほどにして状もろこし人に似たるが数技いかにも物ふり倒れ横はりてあるをあやしみて兄に問れしに東涯は和名抄に埴輪は山陵の縁辺に埴の人形の

車の輪のごとく立るといふことあれば古の泥桶の環ワタり立て侍るをなせし物の遺れるならん
と考えられしが蓋簪録 必さる事どもなるべし戦国の頃の事猶久しからざれども今よりして思
ふに君寵ありてことごとく追腹するにもあらず其差別いかんといふ事にや詳ならず又大將
分の人追腹といふ事もきかず織田信長明智にうたれ給ひ元龜十年六月十一日訃音秀吉の尼
ヶ崎の陣にいたる秀吉これを聞き召しやがて剃髪あり時に池田勝三郎信輝入道して勝入と
号し高山右近友祥入道して南の坊と号せり三河後風土記 秀吉薨去の時も浅野長政石田三成壇田長
盛等各剃髪せり此時の風主恩をうくる者其喪にあへば剃髪して秀吉家譜 長く剃ると髪を蓄ふる
は心次第の事とみえたりおもふに是等の事殊遇をうけし大將分なる類の人の礼なるべし文
禄四年七月八日関白秀次太閤秀吉に見捨られ高野にて生害の時雀部淡路守介錯して其刀を
持て自殺せしはさも有べし山本主殿不破萬作山田三郎各十八歳ともに殉死せしは寵遇の
人人なりけらん東福寺の僧際西堂なるも殉死せしとなん落穂集 方外の徒何の故なりけんあや
し麟岳法師が勝頼の難につきしたがひ天目山にて打死せしとは懸隔の沙汰なるべし此頃富
田蔵主といへる武勇の僧あり関白秀次是を称して一万石の所領を給はりて有しが秀次生害
の時富田殉死せんとて北野の堂に赴きしを朋友ども集り諫けるは足氣下の殉死何事ぞや恩
顧にあづかるといふにもあらず一万石の知行は槍先にて取たれば是又恩寵といふにもあら
ず無益の殉死其用なしといふに思ひとどまりたる事あり三河後風土記 時の人笑ひし他なれども死
なざりしはさもあるべくおもはる是等の事をおもへば武辺の功はさるにもあらず殊遇昵近

のみしかありしにや加藤清正卒去の時大木土佐といふもの朝鮮人金官と共に追腹しけるに三宅角左衛門様子を見さても武辺に適ひたる侍かな異国本朝にて数度の忠功を致し厚恩を蒙り今又黄泉にて御供致す事うら山敷武士かなとて土佐が死骸より流れ出たる血をとりて手にいれいただきてなめたる事あれば清正記これは武功に専なる様にあれども内恩より出たる事もあるにや三宅はかく羨みて死ざれば是は死ざる故ありとみへたり重次は老中也永見大屋も大臣なり富政又宰臣なり承応三年黒田筑前守忠之卒去の時家臣黒田五郎兵衛一万石従死秘録集これ等昵近ともいひがたし定めてかかる人は格別の故ありしにやつらつら思ひめぐらし侍れば国初にいたつては戦国の頃よりは殉死の勢いやましに成りしにやたとへば信長志津が岳の七本槍の類いづれか殊遇にあらざらんされど一人も従死なく又傍より其死なざりしを嘲りし沙汰もなしいづれにも従死の徒は子細ある事なるべし分明の事臆度に得がたし大かたは始めは殊遇眷顧の人なりしを是を忠義と思ひあやまる故大臣外臣も是をいさぎよしとせしならん猶他日の考をまつ松平薩摩守忠吉卿品川薨御の節遺骸を増上寺に収めける尾州犬山の城主小笠原和泉守をよび今度の儀殉死の輩棺四ツととのふべしと有ける有司退いて其一人をとふに石川主馬稻垣将監中川清九郎三人と聞へし程にかさねて和泉守にうかがひければいらざる事とふ物かな才覚してあまりなば我殉ふべしとていかりける程に有司あやしとおもひながら四ツととのへて置けるに其時に臨みはたして三人のみぞ黄泉の供は有けるさて和泉守子に監物といふもの薩州の勘氣を得て松島にありけるが父よりか

くとしらせけるほどにほどなくはせ来り落髪の体に長上下を着し太刀折紙を携へ主僧存應
 に志をのべける程に存應牌前に向ひ勘氣のわびを願ひ終に腹を切しとぞ落葉集 是は義に似た
 るほどに学ざる人は誤りて義とおもはんこれ賢者は過るのいひなるべし国禁の後かならず
 いふべきにあらず赤穂の変不和數右衛門長矩に勘氣をうけて居たりしが大石等と復讐の志
 をとげ泉岳寺にて皆焼香せしにおのれひとり勘氣の身なれば拝礼を恐れてひかへたるを
 大石勘氣のゆるしを願ひ焼香をとげ同じく上の命に随ひ死をとげしとは明鏡記 大に隔ありと
 覚ゆ今の婦人夫に後れて髪をきる事は烈女伝などに見えたるはきわまれる俗にはあらじ節
 を守る婦人を無理に志を奪はんといへば耳をそぎ髪をきりいかにも見ぐるしきかたちとな
 りて世の人の情をたつなり今の髪をきるは剃ると同じ事にて尼のかたちなり柳宮不諱の時
 をきくに侍姫殊遇あるもの皆願ひて剃髪すとかや是等の事男子剃髪の風はやみ婦人剃髪の
 風は猶残れるなるべし髪をきるは夫なくして首飾をすつる事さも有べしもろこしは文も盛
 に周公孔子の国なるにちかき元明猶今の胡清にいたりても夫死すれば自経して身を殉ずる
 を貞烈の様にも心得公にもこれを旌表し儒者等も称賛する程に今にたえずとみえたりうろ
 たへたる事なり男女の愛は他に異なるものなれば其嘆にしづめる頃死するは易き事なるべ
 し夫已に死する日は婦人は男にかわり舅姑につかへ子孫の教はごくみも己ひとりに歸する
 身の故なき死をいたし舅姑父母のなげきをまし子孫を孤独となし狂者と同じものなるを賞
 する事こそ怪けれさて仏家に火定水定などあり正しく弘法も入定のよしなりかのおしへに

は定めて子細功德ありとする事なるべけれど、も有国者はその愚をかなしみかかる事は禁制ありたき事なり、近き頃此あたりにも淫仏の徒一兩輩定に籠れり、仏中の殉といふべし、又思ふに保元のむかし源義朝勅により弟乙若十三龜若十一鶴若九歳天王七歳なるを船岡山にてはたのの次郎に命じて是をきらしむ、其時天王のめのとを内記平太といへるが別れを惜みひたたれのひもとき天王を肌にあててこしかたのこともかきくどきよしや命存らふとも千年万年帰べきや、死出の山三途の川をたれかかいしやく申べき恐しく思しめさんにつけても先我をみて尋給はめ生て思ふはくるし主の御供仕らんと腹をきり、カクゴ恪勤二人有けるもともにさしちがへて死けり、是を時の人合戦の場に出て主君と共に討死し、腹をきるは道の習なれどもかかる例はいまだなしとて誉しとぞ、保元物語是近代の追腹に似たれば其始ともいふべき様なれども、是は君辱らるれば臣死するにて後世追腹の濫觴とはなしがたし

天明壬寅霜月

答上田養伯

終りを慎しみ遠きを追ふは本に報じ始に反るの道なれば、尤切なる御問に候されど、こなたには愚に懈れるころより聊これとおもひ付たる事もなく、只世と推移り候歳首年尾朔望等、只時なう物をすすめ候今はおしなべて浮屠氏の教に化し春秋二分を到彼岸とし、中元を于蘭盆とし、皆幽魂を祭る事にして新亡は七日ごとに僧を招き五七日盡七日百ヶ日小祥忌大祥忌七

年十三年二十五年三十三年それより五十年百年忌日を用ひてまつる檀那寺の僧招き親しき輩打集り素饌を薦め読経とり行ふ事上一人より下億兆にいたるまで定れる法なりこれを僧徒にきくに仏子の教は四十九日を過れば生を他に託するとする故追善作福これを盡してやむ地蔵本願経といふには七日より百年の追福もみえたれども此経は偽経の部にいれりとぞ小祥大祥儒教の礼にしてその以上は我国のちかきならはしなるべしされども今はおほやけの法となれば晋も此儘にとり行ふ事に候且こなたは山ふかく閉籠り人と行かふ事も稀なれば餘所の事はしらず此あたりの風俗は盆には田なつもの畑つものくだものあらゆる品ども枝ながらつみ穂ながらとりてすすむる事なり礼記に礼庶人に下らずとは庶人は礼をおこなはずといふ事にはあらずいやしきものは己が口に糊ひ身に着るいとなみより凡百のことまでみなみづから役をとる事なれば礼の儀をそなふる事能はざる故粟飯を椎の葉によそひてあるじまうけたれる様に貧敷やつやつしき下様はそこそこに備れることなきのいひなればあまり野なる様なれども我国のいにしへ幣を眞賢木マサカキの枝にかけひとの国の太羹玄酒の遺風にてかからんもまたしかるべし耶蘇の乱ありてより尊きもいやしきも一人として葬祭仏を奉せざる事なく皆入道の法諡を奉ず戦国の頃君の殊恩をうけたる人はかならず一度は髪を剃しが今の世はやみたりされど婦人の夫に後れたるは髪をきりて入道の形と成其頃の風のなかば残れるなるべし公法年ごとに宗旨改とて宗門の奉行ありて邪宗の濫入を禁ずるゆゑ居住嫁娶につけても是を出れば彼に在る旅におもむく往来の券チカダにも某某の宗門に紛れな

きことをのせてこそ関路も通ふぞかしさる程に今の住持は王公の禄をうけ死屍を検し非常の姦を監し鬼録をつかさどれば世捨人にはあらで職掌もてる官人なり故に身は輿馬にのり格録の先後大小を論じ従者劔戟を列らね身綾羅錦繡をまとふ是を以て今葬送仏をもちゆるは其道に帰依不帰依によらず只公の法令なり礼典にも非天子不議礼とて下たらんものは慎んで其公法を奉ずべき事なりもろこしのみちは祭と忌との別あり先父母没して三年の喪あり喪は凶礼にして祭は吉礼なり忌日は終身の喪とて凶礼なりめぐりてもとにかへるなり忌日の事古は甲子を用ひて一年六度とする事古学文集に考出せり今は何月幾日と定むる故一年一日の忌日なり甲子のめぐりにてとる時は正月なるべきもの二月春なるべきもの夏ともなるべければ今のならばしには行ひがたし今のならばしに任せ月日相あたるを正忌日と定め月ごとに其日のめぐり来るを月ごとの忌日と定め追慕をのべなん事人情に適ひて恰好なるべし忌日はなき人に別れし日なれば忌の内のごとく酒肉をしりぞけ弦歌を用ひず慶賀遊宴にあづからざる程の事は大様は行はるべし喪服をつくることは世に怪しげにぞみえん菅家は八月十五日家忌にあたれる故生涯月見の宴にあづかり給はざりしとみゆ今唯さかなくはぬ事のみとおもへるは浅ましき様なれども亦告朔の餼羊なればせめての事とおもひ侍る祭は四孟に日を卜し或は冬至に其祖を祭り朔望に奠あるの類酒肉茶菓そなへ祭ることなり今春秋二分中元の祭といふもともに誦経寺まうで吉凶礼の別あるにあらず諸候の家は士大夫等の家たまたま儒家の礼を用る人もあれど先公の仏法を修せざる事を得ずさてその

祭の義は感格を主とすることにて散齋三日致齋七日不淨をさくる為に明衣とて上には布の衣を着もろもろの心を擾る事に接せずそのものいみする思_二其居処_一思_二其笑語_一思_二其志意_一思_二其所_レ樂思_二其所_レ嗜つひにその為にもものいみする所のものをみる祭之日入_レ室。優然必有_レ見_レ乎_二其位_一。周旋出_レ戸。肅然必有_レ聞_レ乎_二其容声_一。出_レ戸而聽_レ之。愼然必有_レ聞_レ乎_二其嘆息_一之聲。然して後よく感格を致すとなりげに誠ならざれば物ならざるにてしかありたる事なりされど我疎懶無状にして凡百自とれるのいたつかはしきなど折そへてかくいみじく取行ふことなりかたく我分ほどの誠をとりて冥漠の間につかふるなり我もと寒郷の一墮農儒者にもあらず仏者にもあらず王化の内に遊べる身なれば局にあたれる人の碁を傍觀する様にて肉饌を供ふるも素饌をもちひるも如在をつくすの上に異なることもあらずむかし貧女の魂祭すべきものもなければ蓮の葉をとりて

たてまつる蓮のうへの露ばかり

是や袞と三世の仏に

といへるを人みな美談とすることは大牢の滋味にかゆべくおもへばなりさて右ほどの事ゆゑ吾はあながち追善作福の力をかり化者を安養淨土にいたらしめんと云にもあらず只王者の法にしたがひ至誠にして神の感格を致ほどの事こそあたはざらめ誠に敬ふ心をもて本に報じ始にかへるの美をあつくすれば冥漠に接するに遺憾なくおもひ侍る其故は今世にたとひ儒家の制を用ひんとも先あらはには僧徒を招き其法を修しひそかに家にこれを用ゆ

るほどの事なりしかせざる時は僧徒等公法をさしはさみとやかく小事いひてやまずさるほどに祭法用ひんとならば世法のほか四孟伏臘の外に祭侍らんなどは時制にそむくにもあらざれば心の儘なるべしされども我はあらためてしかるほどの事もなしいつも位牌には素饌なり墳墓なども棺の上には土を封し神道の右に石碑を置近来古学紹述二先生の墳墓などしかなりされどかかる高名の人は其名不朽にたるる事なれば後には旧跡となり昔をしのぶ跡ともなりなんかないかななる人のかからんには樵夫山童碑下を埋骨の地とし封土をば閑地となしたとひ発掘なくとも豈牛羊上丘壠の嘆なからんや遠慮あるべき事なり今の世は服の名ありて服なし我藩中は忌の間孝子はあら布の社袷十徳を服すさもありけなり是はひろく施して然るべき風なり戴記曰、君子行_レ礼、不_レ求_レ変_レ俗、祭祀之礼、居喪之服、哭泣之位、皆如_二其国之故_一、謹修_二其法_一、而審行_レ之、とあれば我なすわざも或は古人にそむかざらんかざるほどに今御問にこたふる程の事もなく候猶事しれる人に御問御正し可然事に候以上

天明乙巳夏四月

小門山記

国東郡の東北海に近うして一峯を挺んづ峨眉山といふ寺あり文珠仙寺と号す

按ずるに国東郡源順の和名抄には國埼とかけり洞院實熙の拾芥抄には國崎とかけり崎の字埼正しきよしは東厓の蓋簪録に辨ぜり大友の頃より細川三齋小倉を鎮せられし頃迄は

國東とかきしが後又國崎とかけり正徳の頃古に従ひて埼の字を用ひたり東厓の説によれるにや今ばまた国東とかけり郷の名には和名抄に國前クサキとみへたり此峨媚山むかしは靈鷲山といひしよしみゆ文珠より清瀧の觀音といふに詣づる道に鷲の翼をオサ載めて立るがごとく下小く中大に首は西にむかふたる様の岩ありこれを天竺鷲の御山になぞらへていひしにや

此東南にあたつて一峯競ひ峙つ不門山ヲドムレといふ

按ずるにおどむれもと雄牟礼とかけり豊の山牟礼トガ、角牟礼、熊牟礼、猪牟礼キ、などむれと号する所多し日本記に山といふ字をむれとよめりこれ韓語なるべし韓人鴨綠江をありなれといへり彼方人山をむれ川をなれといふにやしらず晋考ふるに峨眉山とおどむれとの間に地藏が尾とて嶺あり是より東につたひ行ばおどむれに上るなりその道に小き石門のやうなる処あり里人針のみみといへり小門を古をとといひ山をむれといひたれば古義に従ひて今字を小門山とかけり字は新なる様なれども義はふるきにかなふべし

足曳の嶺より望めば雙翠宛然として宛も処女黛を払ふがごとし蛾眉の名ここにとれるにやその小門山の頂城塹の跡のこりて古戦場のよし伝ふれども口碑の徴とすべきなしこの頃人家にして一敵冊子を得て是をよむに大友系統のあづかる所にならずこの冊もまた後人の耳聞をしかせるものと見えて齟齬少からずといへども大友家乗の脱漏を補ふにたれば愚案まじへてここにしるし侍る其説盖大友十五代豊煎守親繁

按ずるに召心源寺殿心源道法公庵主

男子六人あり嫡を五郎左衛門大夫政親といふ次男七郎親能三男次郎備前守親治五男見友傳六男七郎次郎親歳なり

按ずるに此次弟誤るに似たり見友は親治の院号なり入江の系図に就て考るに五郎左衛門太夫政親母は親隆の女親隆息日田四郎親満早世により十一代の屋形親著の子親繁を養子とし己が子に配して十五代の家を継がしむこれ政親をうむ政親の弟を七郎親胤といふ又の字親勝此小子いはゆる親能なり親能は一法師能直の仮父齋院次官の名なれば親胤実なるべし三男日田六郎親常四男七郎次郎親歳五男次郎備前守親治法名見友院見友梅屋其次に僧又五郎親照又戸次親一と称す

然るに七郎親能は肥後にさり五男親浩高崎の城を守れり親繁没して政親政親没してのち嫡子五郎修理太夫義右相續て十七代の屋形たり

按ずるに此人の名本書に材親とあり

軍書等に義右とあり田原系図五郎修理太夫始材親後右義又義豊といひ童名鷹房丸といひ猶同胞の女子二人みえたりよつてここに義右と書せり

此人いく程なく世に即きて備前守親治府内の城にいり甥の跡をつぎ大友十八代にたち嫡子修理太夫親元に国を譲れり

按ずるに政親の法諱海藏寺殿從四位下行兼三州大守珠山如意公庵主寺は白杵門前村羽衣

山仁ありしが今はあれて其跡のみ残りといふ義右即大智寺殿前匠作大監兼二州大守傳芳成真大居士寺は府内にあり修理太夫親元軍書等大友の系図にも義長とあり入江系図を按ずるに親元童名は塩坊師九五郎修理太夫後義長とも義親とも号すとあり

是を十九代とす因て十七代修理太夫義右の子五郎義鑑かはつて高崎の城にあり

按ずるに是即到明寺殿前匠作兼六州大守松山紹康大居士到明寺は佐伯きり畑村にありといふ始の名は親安又親敦と云天文十九年庚戌二月十二日卒す年四十九

是即親元の徒弟剛勇にして嫡孫たり時に豊前見岳の城主田原中務小輔親直高崎に来る事あり按ずるに是紹忍の曾祖父なり田原の系図にみへたり

親直義鑑のごとく宗領たるにより是をすすめ親治親元を追ひ其嫡流に復せんことをすすむ義鑑悦んで密書をしたため速見郡木付の城主木付紀伊守親實に此事を告げ

按ずるに此紀伊守親實は木付氏十三代の主也木付氏は大友左近將監能直の子利根四郎大炊介親秀の子長子は大炊介頼泰とて大友の家をつぐ次戸次左衛門尉重秀次野津修理亮能泰次狭間四郎大炊介直重次野津五郎親直

按ずるに田原系図に始親直と称し後頼宗と称す次親重末の弟田北兵衛親泰其第に山僧良慶その次親盛とて早世なり親重親泰頼重と同母三浦肥前前司家連の女にして建長元己西大攻より此地を賜ひ翌二年庚戌二月將軍頼嗣に謁し速見郡武者所をさづけ大炊六郎肥前守左衛門と号し速見氏と称せしが親重の子木付太郎大炊介能重の時に木付氏となれり相

続く事十七世三郎左衛門統直文祿二年義統朝鮮の役勇なきにより改易帰国のみぎり此事をくちをしく思ひ同六月二十一日豊前門司浦にて生害入水よつて闕国となれり統直辞世いにしへをしとふも文字の夢の月

いざいりてまし阿弥陀寺の海

法名香壽院殿幻應宗心大居士此親實は木付氏十三代にあたる建長元年より文祿二年迄三百四十五年といふ此年宮部善祥坊中務卿法印桂俊高田より木付に來り北四郡に竿を入古來六尺五寸竿三百六十坪を三百坪となす南四郡は山口玄番頭多多良正張奉行たり文祿四年より前田徳善院僧正玄以大坂五奉行の一人かの地より木付を兼帶あり翌慶長元年杉原伯耆守平長房二万石にて木付に來り慶長四年細川家の領となり松井佐渡守康之有吉四郎左衛門立行これを守れり三十年を過て寛永五年細川に従ひて肥後八代にうつり同九年丙申に至り小笠原壹岐守忠知木付に入たまふ十四年を経正保二年乙酉松平東市正重頼公高田より木付にうつり給ふ此君一の諱は英親世に宗閑公と唱奉るこれなり宗閑公の御孫松平豊前守源重保公即龍溪院殿正徳二年壬辰八月十四日杵築といふ字にかへ給ふ

時は永正二年乙丑六月十三日由布岳ノロシに相凶の猛烟ノロシをあげければ由布豊後風土記には袖富とかきたり

按ずるに此時の將軍は足利義澄朝臣也

親實より入田丹後守山下和泉守小田原土佐守に三千親實より古庄蔵人

按ずるに古庄は大友左近將監能直豊後守護職を賜はり鎮西奉行に補せられ建久丙辰鎌倉

を發せし時古庄四郎重吉といふもの三百餘人にて能直の前駆たり首藤衛藤高山舞材甲斐瀨矢野等の諸士旗本たり同三月十日豊後につき豊後の旧家大神惟義一族大野九郎泰基と直入郡神角の城に楯籠りて拒むをせめて利あらず再び鎌倉より援兵をこふてこれを平らげ田染牧及び烏帽子岳の城主として世世ここに居れり朽網クヌミ、小田原、波多、草地、高田、寒田原尻、永富、村上等これよりわかれたりその末大永の頃右馬助長方といふ者其子を中務大丞長範といつて天文の頃の人なりその子右馬允某天正六年吉弘左近太夫鑑理に属し日州耳川に戦死せしより家おとろへ此時其子九歳なりある一族家督をむさぼる事あり流落して豊前四日市真照寺に帰して円頂方袍終に鸞徒となり卒ぬ

白杵山城守に三千餘の兵をさづけ高崎におもむかしむ義鑑此兵を得て同六月二十日府内に押よせ辰の刻より酉の下刻迄火を出してせめ戦ふ城中うたるもの三百餘寄手は五百の餘に及べりされども寄手勢盛にして城中ささへ難く親治嫡子修理太夫親元弟次郎親敦その弟十郎重治親元の夫人及家臣藤原信濃守近清、永松刑部太夫春政、本庄九郎左衛門満末、本多與二郎奥英、都合三百二十三人ひそかに府内の城を出、六月二十三日国東伊塚の城にいる按ずるに伊塚の城は国東安国寺村にあり

伊塚の城主田原中務太輔親述これをいれ

按ずるに田原は左近将監能直の十一男親秀の弟左近藏人泰廣といふより分れて始て田原と称す泰廣の次男二郎藏人基直その子次郎藏人盛直即宝陀寺殿左近将監直平の父なり盛

直の弟豊後藏人直貞其子豊前司貞廣、貞廣の弟正堅より吉弘、其弟直幸より富永、其弟直泰より俣見の族出たり貞廣の子豊前権守氏能落髮して上總入道と号す又大内と号す横手妙徳山泉福寺を建立ありし月桂山永照寺の開山伝仁公和尚大姉は此人の母上總入道の妻なり如法寺の一統は氏能の弟若狭守氏信如法寺と号せしよりわかれたり氏能の子讚岐守親貞にして武蔵田原は親貞の第二郎上野介親昌より出親直は親昌の曾孫にして紹忍は親直の曾孫なり豊前妙見龍王豊後今市はみな此一統の城なり親貞の子六郎左近藏人親幸入道秀是を大儀寺殿實田秀公大居士といふ其子伊豫守親憲其弟常陸介氏忠其子治部少輔親宗薙髮して宗傳といふ蓑崎にて討死す墓燈籠台の畔にあり其子即中務太輔親述なり其子常陸介親宏又親實といふ大友の為に戦功多し親宗法名宗傳定林院と号す安国寺は此人きづかれしなるべし親述の弟新九郎政定武蔵田原にあり安国寺は兄にして武蔵親宏大有院宗龜と号して現に其塔牌安国寺に存せり紹忍八代の祖上野介親昌武蔵田原と称して代代相続せりしかるに親述の弟新九郎政定また武蔵田原とありおもふに紹忍は豊前妙見の城にありしかど一族ゆゑに此人むさしを次で武蔵にありしかもしらず是等を考へて思ふに今如法寺と号する地は来浦にちかし大内は田原の上流小野村にあり小野に別墅あり如法寺に一城をかまへ安岐の城により如法寺を一派の別号とし武蔵田原にわかちしなるべし親實の事大友の弟を親宏養ひて家をつがしめたりと家系にみへたり大友の弟とは誤りなるべし鞍掛籠城の濫觴大友の息女をめとるべきより起りたればもし養子ならば田原

家より得て嗣しめたるなるべし大友興廢記にも養子とあり

郡の北辺文珠両子竜下山の衆徒及原叢長野熊毛岐部伊美床並影山八庄の人を従へ

按ずるに本書八庄とありて七ヶ処あり一ヶ所脱漏と見へたり今考ふべからず床並影山は今成仏村の内にあり成仏村は後世にしてむかし床並影山とよびしやしらず

永正三年寅三月事始して小門山の頂に城を築き翌卯の正月にして功を終ふ爰に於て三山八庄の徒みなその指揮に従ふ

按ずるに当時天下の制国の下郡あり郡の下郷庄あり其下皆村を以て称す村を以て称せらるものは城下津浦の類なり今拾芥抄和名抄等をみるに国の管するもの郡、郡の管するもの郷とも庄とも其名なし国崎郡の管する所里人のいふ所にしたがへば郷あり庄あるに似たり和名抄国東郡に管する処武蔵来繩^{クナハクザキ}国前田染安岐津守伊美国崎郡津守なし是は大分郡なるべしこれを除いて六つ里人田染伊美真玉等を庄といひて武蔵来繩国崎阿岐を郷といへりされど六郷の字和名抄に従ふべし屋山長安寺大友の頃は六郷満山の学頭にして大友家の所願寺として屋形よりの書簡とも猶多く残り其古記どもを見るに六郷を東西にわかつて東三郷安岐武蔵津守とし西三郷を伊美来繩田染とせり津守は国崎郷とすべし閑居口号東西各三郷の説国崎につくるもの是なり国崎郡は養老年中仁聞菩薩といふ有て一郡に寺をひらき本山中山末山数百ヶ寺有すべて六郷山延力寺といへり延力寺とは猶金剛峯寺延力寺などいふ類にて一院の名にあらず一郡中にみてるの名なりさて六郷山は六郷八

庄二十八谷といへりされば今の里人伊美田染を庄と称すれども共に郷なるべし郷庄の別は周南の為学初間に頼朝下知に従はぬものを心ままに征伐せん為總追捕使といふ事申賜り国国には守護職をすゑ追捕に事よせて濫妨し国司の権を奪ひ庄には地頭をつけ軍役に事よせて所務をおさへ狼籍す莊園とは公家官人神社仏家等の私領なりこれを領家といふ頼朝表面は是を制する体にて裏には是を許して朝家をかたむけ国を奪はんとすと有此事もと承久紀にもみへたり其書に曰承久乱の故を尋れば地頭領家の相論とぞ承る古は下司庄官といふばかりにて地頭はなかりしを鎌倉右大将朝敵追討のけんしやうに惣追捕使に補せられて国国に守護職を置き郡郷に地頭をすゑ段別兵糧をあてとらるる間領家は地頭をそねみ地頭は領家をあたとすとありかれこれ相考れば国は郡を管し郡は郷を管し郷の内領家の私するを庄といひしなるべし然れば古郷司庄司の名郷司は郡司のする処にして郡司は国司のする処なるべし然して庄司は領家の属官とみえたり予が家弘安八年注進状といふものあり弘安は九十代後宇多帝の治世にして鎌倉親王將軍第二代北條時宗執権の時の事なり其状に伊美田染郷とありその最初に豊後国中神社仏事権門勢家庄園領公領田及領家領所地頭辨濟吏等の交名の事とあり然れば名といふもの地頭辨濟吏にあづかるにや兼並の跡とみえて定かにはあらねども名と号するは多くは地頭御家人と註せり然れば庄司名主又別なり本文八庄とあるは今にて考れば村なり注進状に国崎に庄と書たるは都甲香香地真玉草地のみなりしかれば古は庄にのみ庄司ありて名にのみ名主はあり

けんさるを今は村長を通じて名主とも庄屋ともいへり是に因ておもへば此頃村の事を又庄といひしかもしるべからず

又按ずるに地頭の子細並に反別の事木煥卿の撈海一得にくわしく出たりここに出して曰頼朝建言して曰諸国に追捕使を置いて盜賊反逆の徒を制し段別に兵糧米をあて此武士を養ひ其頭を地頭といふ一州の統領を守護といひ六十六州の追捕使の總統を自つかさどりて日本の總追捕使といはんと是国司の權を奪ふの始なり地頭の名目は唐書に大曆元年地頭錢每畝二十とあり此已前は是等の事なき故盜賊処処にありて人をなやまししが是より世の中静になれり

又按ずるに今村長の下に辨差サシといへるかろき役あり弘安の頃の辨濟使なるべし使の字つけば上よりおかるる人とみえたり今の人辨濟ともいへりいにしへは勢ありし役人とみえたり

ここにおいて義鑑府内の城に入り大友二十代の屋形となり少将より四位の上にすすめりここに居る事七年永正十年戊酉田原より其受領のうち八庄親治より押領のよし訴るよしにて按ずるに此時親述は義治にくみしたるとみへたれば此田原親直なるべし

討手として田原親直に牒し合吉弘石見守直氏

按ずるに吉弘は田原豊前藏人直貞入道正曇嫡子は豊前前司貞廣とて田原の家をつぎ其弟正堅吉弘又次郎と称す正堅の三男土佐守直輔入道して了曇と号すその子直意直意の二男

石見守綱重綱重の次男藏人親利其子即石見守氏直なり今ここに直氏とあるは誤なり其子伊豆守鑑直其子太郎鎮信其子太郎統運即石垣原にて討死せし吉弘嘉兵衛なり嘉兵衛は三代ともに嘉兵衛と称せしと伝へたり我屋山長安寺に遊びて正しく嘉兵衛尉鎮信の書し書簡ども見たり

寒田三河守親將古庄原の徒と同八月二十八日小門山の麓に屯し原叢山下の陣は京蘭を極め按ずるに京蘭は今の成仏村にあり

文殊影山処処に陣をと都合五千餘の兵その日の卯の刻より軍はじまり申の刻迄三日三夜手痛くせめけれども城中粮富み水多くひるむ色なかりしかば寄手已に引かんとしけるを影山四郎左衛門近末といふものよく案内をしり嶮岨を凌いで鹿垣結まはしたる堀一重のかたにつきにけり寒田三河守是より士卒に下知し松明を手に手に投かけさせければ是に焰つき火さかんに風つよく程なく城中防戦に力つき親治嫡子修理太夫親元二男五郎親敦を始め家臣本庄九郎左衛門末満永松形部太輔政清本田與次郎興英竹田津兵部丞政時等三百餘人討死すその隙に備前守親治三男菊地十郎重治藤原信濃守近清太田民部少輔小田原四郎安國長野次郎左衛門助元上下六騎きりぬけ由布岳の麓塚原を過けるに田原親直あらかじめ回文を出し備置けるほどに鶴見の郷司に要られ終に生害あり義鑑九国の探題となり義鑑より義統二十二代の威盛なびかぬ草もなかりけり

按ずるに此記に親治の諡号を見友院殿月海道意大禪定門とあり親治は見友院殿梅屋友公

大居士にして嫡親元即十二代の義長にして大雄院殿大眞昭公大居士とあり木付十二代六郎左京亮親家を柏泉院殿月海道意大禪定門とあり書写の人二名をしるす時一は院号の下を遺し一は院号を遺し誤つて一名となしたるにてぞあらん且此記にて見れば木付紀伊守親實は田原親直と一味し親治を府内に追出せし人なり豊陽志並に木付安住寺位牌の記親實は十三代にして右京亮親家は十二代なりしかるに小門山の軍に木付氏の事みえずさに記の末に月海道意の法名をあげ豊陽志にも此人は由布岳の麓塚原において生害とあれば親治と一所に死せしとみえたり父子敵味方と分れしにや是より木付の家も代代続きて大友につかへしなれば義鑑にそむきしにはあらず実にあやしむべしよつて思ふに紀伊守親實親直にくみし親治をせめしは伝記の誤なり其故は親實より入田丹後守山下和泉守小田原土佐守に三千さしそへ高崎を攻しといふ事非なり其故は入田山下は大友家の老中なり小田原土佐守同じく大友の家中なり木付氏の臣にあらずは一徵なり永昌五年親治の命にて若宮修造の事あり是二徵なり親家塚原にて生害す是三徵なり豊陽志に考へししかれば親直木付に牒し合けれども親實兵を出さず父親家親治と籠城し塚原にて節に死し大友の家静まりて再び親實是に属せしなるべし

又按ずるに此吉弘石見守寒田三河守は是より二十二年を過ぎ天文三年甲午周防大内義隆の勢ひ襲ひ来りし時是を防ひて同四月六日山香郷大群野にて討死せり諏訪拙齋の閑居口号には吉弘石見守氏直寒田三河守鑑重討死の日は四月十六日とあり此時岡崎の諸士多く

は討死両子寺福萬坊法印其死骸を得て勇士の官途実名を記し石塔をたてしとあり

永松氏の女に贈りしふみ

通かむかしをきくに其先は足輕にやかるきみやづかへしけるもの未なりしとぞ身退いて
 灘手といふ里にすみしが世にいたうすみわび蕎麦七升かりしことありしがつくなふべきよ
 すがなく年月うつりけるにいつしか二石あまりになり今ははたりにむくふべきものなくひ
 とりもてるむすめをわたしける此むすめ其家にゆきてひとりむすめを設けたり其あるじ
 なる人の娘大内山といへる所の村長に嫁する時この娘をつけて遣しける此もの大内山に行
 きてをのこふたりむすめ其人ありその姉なるもの通が母にして其弟を文七といひ其弟何と
 かいひけん海わたるとてふかにとられて死しぬ大内山の長もいくほどなく夫婦ともに身ま
 かり男子なきほどに家おとろへただ三人の女子ども有ける文七男づからたがへしくさざり
 懐にし手をひき年月を過しけるかたはらよりもみするすみにてはいかで事辨ずべき妻むか
 へよとすすめしかど頭をふり我先人の下部たる事をあまんじ我ごときものをうみ出して人
 にもよはひせられぬものとなしぬ我いかに妻むかへていひがひなきものそだてやはすべき
 とて潔居して主人の娘どもかたつけやすく世を終ぬ其姉妹うられて糸原村清末氏の婢とな
 れりあねふたりの子あり兄は権平といひいもうとは通なり此時清末のあるじは春榮とて世
 にときめかれたる医師なり兄は春榮弟に遣して通は自つかひけるか春榮は情ふかき人にて

いとねもごろに遇しける程なく春榮病にそみしが空しくなり妻やもめとなりしがこしけといふ病にそみ二年ばかりなやみて同じく世をさりぬ春榮男子三人女子一人あり兄は雲にはうつの志切にして郡のかたに遊び今は東の邸につかへ侍る季は人の家に養れて行きぬなか又都のかたにあそべり通ひとりして病をたすけし隙には薪こり田がへしいをぬるひまなき程に目もあかくはれやせおとろへて色黒く其かたちどもみえず足はひびあかぎれになりてひたすらに忠貞をつくしける春榮世に有し時似合しき所ありてこれを嫁せんといひしかどもきかずなほあるじのすすめければ我此家を出て外にはゆかじとて古き井の有けるにかくれけるもし主人たまたまにしかる事あれば唯おのがなすわざのおこたる故とおもふにや力を倍してつとめける世の中の下部のくせにははたちにもすぐればひまとるたくみのみしていとなみにも怠り早く己家あらんことをおもひあるじしかる事あれば病と称して業につかず其下部といふをいとひつかへし家にはいつしか遠ざかるぞ常なるに通はそれに引かへおとろへし家をかたく守りけるあるじ都のかたよりかねて通か志のあつきをしり母をいだきかかへし事どもいと念頃にいひ送り都に上り老をやしなへとすすめしかど今はこの家守る人なし墓のちり位牌の香花も誰に託して他にゆくべき家の柱のひとつにならんずる迄はちかつて出侍らじと野もせ山もせにあさりて心ほそくも明しくらしける都なるあるじの弟其後かへりければ通悦びつかへけるに此人物くるほしき生れにて世のいとなみにも怠りけるほどにひたすらに諫ける金言耳にさからふならひにて通を追出しぬ通いとかなしく出も

やらでありしかどもいかりのつよかりければやむ事を得ずちなみのかたにたより年月を過しけるかかるよしなりければ春榮夫婦の墓のしるしもたたざりけるをなげき都のあるじにはからんとて旅立とも思ひ立しが都より石牌も下り猶夜のもの手ぢかき調度どもとりそへて遣しけるを追出されし主の児に送らんとてふかくおさめて其ひととなるをまてり我家この家とゆかりの有ければ通がひととなりをしれる故に御身永松の家に嫁する時招きてつけ遣しぬ通身にまどふものもなかりし程にかたくいなみしかども其頃は御身が母も猶世に在しほどに相はかり呼とり取つくるひ遣せしがそのさま見ぐるしと見し人も多かりけめされどかかる有がたき人そへて遣しつる親は心やすくもありき御身の家の父上夫なる人の情あつく其志の世の常ならざるを感じ夏冬のふせぎも心をつけられけるほどに今はかれが身に事たりぬこれもよくおもへ我家なれか家の情にもあらずもとかれが誠人しらざれどもそらに通じて天津御神のめぐみ給ふぞこの頃も我かたに來り数月とどまりしがもはや六十字もこえ侍れば事をとるものうかるべきをさらに其恐もみへず朝はとくおき夜はおそくいね筋骨のつかるるをしらず唯心のかぎりはたらくほどによめなるもの便のふおもひしばしばやすみてよといへども我はただこそ居侍るとて猶他事なく事をとる折から我も心あしく子やむすめも恙ありて葉せんじなんとすればさへぎりてなつのあつきに火にあたればわづらはしさまし候ぞとて己ひとりしてなあらひ飯かしぐまにこれをせんじ物ごと怠ることなしわきて勝れて覚え侍るはみづからなしたることもさあらぬ体にもてなしともものふ人には我

よめのなしたる様嫁にはともふ人のなしたるやうによきをばゆづりてみづからおらずこ
 こをもておのづから人とむつまじかかゝるわざは事微なりといへども中中世の常の人の及ぶ
 所にあらず今は老の身の行未たのむかたもなき身なればよきにいたはり其徳をたうとみ御
 身のいひなす事どもこの人にならひ舅姑つかへ夫につかへなば我まぐらのやすく独ねの
 夢も心よくぞ結び侍らんかしく天明丙午の秋

奉公の道

奉公の道御尋にて御座候つかへ候事なく候へば存候事無之無覚東候得共思出候事ども書付
 懸御目候

一、受用と申事御座候大切の事にて御座候人中にて一人前の塵を払ひ理非をいひ世の事
 どもとかく取沙汰し候事はみな致す事にて御座候されども受用とは是を我身に引うけ
 て行ふ事にていと難き事に御座候むかしの人首の貌は直しと人に正されてやすき事ぞ
 とおもひ其事を行はんとせしかば殊の外力入しと申事御座候腹たてな忍堪せよなど人
 の多くいふ事に候へども受用の上にては容易には致しがたく候君につかふるに其の身
 をいたすといふ事は論説の首編に出候へば人人よく覚え候事に御座候へども受用にて
 申候はかたき事にて御座候致すとはいたらすにて我身を君にいたらすにて候さる程
 にとく身は君の身ぞと心得候へば私有べき様御座なく候士たる者危きを見て命を授く

とと申て何事ぞといふ時は我一命を献じ候事いと難きことに候へ共かかる太平の御代には命を奉ずる程の事はあまりなき事にして偶かかる大事に臨んでは或は客氣に激せられ時のはずみにて不図一命をすて候類平生思慮の外手際あるまじきもしれず候身を致すといふは命を授くといふよりは易き様に候へども命を授くる工夫も身を致す内にそなはり候何も我を我とおもふ事をすて君の一体分身ぞと心得候へば君に隠して私曲有べき様も無之身を思て尻込することも無之見込て忠とおもふ事あらばわれに顧る事も有まじく候一切の事身を致さざる故官途のいさぎよき事出来不申候

一、人は先志を立てると申か肝心にて志す所はいろいろあるべく候へ共先身はたとひ賤しくとも志は高く有たく候今の碌碌の人くらべて身を行はんには行ひ出したる所とかく人並に候むかしの賢人君子の事どもよくきよくかんがへ其人とたけくらべせんと心得べし行ひ出したる事少しよければ今のたれよりはまさる誰よりはよしと思ふは志のひききより也古の人舜何人ぞといひしはこの事也

一、自の才を慢し人に驕りほこり功をたのむ類は我器の小さき故早くみちて溢るとしるべし
一、君は只一人にて一凶に君につかへ奉れば君の御心にそむかじと心得可申事に候へども道といふ物尊きものにて君といへども是にそむかせ給と事成がたし此故に道をまげて君の氣に人るといふはなき事に候

一、諸候につかゆる人の目当とすべきは公儀を大切に社稷民人を大切に心得候へば君につ

かゆる道其内に具り候

一、身を致すといふ事をしらざれば己が身を大件事とおもふ心生ずる物にて身を大事とおもひ候へば人の心に適ひたくなる物にて君はもとよりの事権ある人には身をかばふより怪我せまじきとおもふ事の一つよくなるなり眉をそびやかしてへつらひわらひわき目には狗の食をもとめて尾をふるさまにひとしく候それより足をふみこむ程にどうなりともして其心に適はんとのみする程に道を離るる事遠くなり候これを詭遇と申て君子の甚媿る事にて御座候

一、首尾は一時の面目にて皆首尾よきを好み候されども是も一通の事にて首尾よからんことをこひ願へば詭遇の心きざし候唯義に志してあながち首尾のよしあしに心をとどめんは仕官の本意にあらず古人も道をまげて首尾よきを利榮首尾あしきを利辱と申榮辱ともに恥と致し道を以て首尾よきを義榮首尾あしきを義辱と申す榮辱ともに規模と致候一、家に親方子方の別は候へども尊きは唯父母に歸し候国に君方臣方はわかれ候へども尊きは唯君に歸し候

一、大勢になべてよき人とほめ候は俗に結構人と申候君子は郷愿と申候てとらず候其故は君子は義を見て行ふものに候へばさきの心にあはず候て見だしがたく候郷愿者流はいづかたも左様尤よき人にもあひ悪しき人にもあふものに候孔子は是等の人をばふかくにくみ給ひ候

一、世の中ほめそしりと申すものは人人の愛憎好悪より起り候へばとかく申候てはてなきものに候ほめられんと心がけ候へど郷愿となり候そしられんとすべき様はなく候へども我是道ぞとおもひこみ候はば毀誉は頓着に不及候

二、職掌と申事は各上より仰付られたる役分のつとめなりたとへば牛をかへと申付られ候も草場もわたるべしわらもわたるべし左ありて其牛飢つかれば牛飼の怠りなりもしわら草牛かふ程たまわらずば牛かふ事を断いふべし銘銘の職掌は官の守といふ者あり時うちが時を打損じ候へばとがめ有之候民を掌れとある命をうけて民をつからかすは官の守をうしなふなり

一、物を恤れむ心のなきは人の本意をうしなふなり我身に火の子とびかかり蚤蚊さし候へば直にそれを營護致候事我身を恤れむに候仁者の心は天下を一人と見候人のうえごこえうきつらき皆身の上の事となし候これを恕と申候

一、鳥獸ははずかしきといふことをしらず只人ばかり恥かしきといふ事をしり候然れば天より恥といふものをたもふは人ばかりに候義はこれを種子として生じたるものに候かかる大切のたまものをすて候はかたちばかり人にて心は禽獸にて候半

一、芭蕉の発句に物いへば唇寒し秋の風と御座候我甚此句を愛し候人とたがひに是非を論ずるに我辨ずれば人も辨じ候我も荷担する人あれば人を荷担する人有之やむ事を得ざる事あらん日は是非なき事に候其外大かたは辨ぜずして有たき事に候是を辨ぜんとす

る者は人の理の伸て我理の屈するか我おもふ所あらざるほどに我理を伸し人の理の屈せんことをおもへばなりされど孔子の時にも天下の人皆孔子に服するにもあらず釈迦の時天下の人皆釈迦を信するにもあらず今に到て其是非を争ふ事に候我いかにおもひ候ても我を信する人あれば彼を信する人あり屈伸を度外に置き是非は人にまかすべしあながちにせめぎあふ様俗氣鼻をうつ殺風景を出でて一段風流の場あり

一、世の人百年はいきはせずどうなりともして過すがよしと思ふ人多し皆志たたざるによる
 一、たとへば参宮するがごとし京大阪大和めぐりなど処処遊覽する処もあれども大神の広前にいたらざれば志はとげず候君は一人なればたとひ傍にたのむべき木隠ありとも只一筋に君にむかふ心を忘るべからずされども詭遇の心し候へば駒の繁場考へ候ていづれの木しかるべきやと無用の心選びせられ候

一、炎涼の世態と申事御座候たとへば冬の頃炉に火あれば我人より集りて手をあぶる火盡き灰冷なれば見かへる人なし世に時きめかるれば鼠を虎とあがめ世に捨てらるれば虎を鼠とさげすむ習なりさる程に世にある時は問はずとも有べし世に捨らる日は風の音信も有たし炎涼の態は君子の媿る処也されど我落ぶれたらん時とふ人なからんは炎涼も世の常ぞとおもひなして何かとがむる事のあるべき

一、牆を輪え壁を穿つて物をとるを穿踰の盗人と申候小盗人にて御座候其様以外の外いやしく御座候私をさしはさみ威権をかり要路に立て下を侵漁するもの威燄さかに候へば

自も人前にて君子の威義をかり候へばうづだかくみえ候得ども底心あしきものに候人をつかさどるものは此境よくよくわきまふ事に候人しらじとおもひ候へども是は其人におふていはざる故に候世にはさかんにその事となく候て実其身自しらざるにて候おそるべき事に候此事を我禍巢_レ于_レ睫辱燭_レ于_レ背と申候

一、屋宅衣服調度もなきは不自由に候へども分を過て見え候は識者の目にはいかが敷候
一、橘良基は諸州を治めて令名あり其子治政の道をとひければ雖_レ有_二百術_一不_レ如_二一清_一
と申候我甚此語を愛し毎度書て人に遣し悪筆には候へども御志の切なる故一紙書付て進候御佩服有之候はば此上なき御事に御座候以上

天明丙午秋八月

三浦 晋

吉武莊助様

- 「梅園後拾葉」（『梅園全集下巻』、名著刊行会、二〇一〇年十月五日、二刷）所収。
- 漢字は一部を除いて新字にあらためた
- 振り仮名は原文のまま。
- PDF化には`LATEX 2ε`でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」。 <http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science/science1ib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、
「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>